

平成 23 年度入学試験問題

(別添の資料がある)

## 小論文

琉球大学大学院法務研究科（法科大学院）

### 注意事項

- 一、受験番号を解答用紙の所定の欄に記入すること。
- 二、解答は、必ず解答用紙に記入すること。
- 三、解答用紙の他に、下書き用紙を配布するので、取り違えないよう注意すること。
- 四、800 字以上、1200 字以内で解答すること。
- 五、解答時間は、90 分である。

## 平成 23 年度琉球大学法科大学院入学試験（小論文）の問題と講評

### 【問題】

問題以下の文章を読み、後記の設問に答えよ。

### 【文章】

文部科学省は、2006 年11 月から12 月にかけてアンケート方式で全国の小中学校を対象に学校給食費の未納問題を調査し、2007 年1 月24 日、その調査結果を公表した(別添資料参照)。これによると、全国の小中学校のうち約44%の学校、全児童生徒数の約1%に学校給食費の未納問題が生じており、未納の原因についての学校側の認識は、「保護者としての責任感や規範意識」の欠如が60.0%、「保護者の経済的な問題」が33.1%とのことであった。

A小学校では、職員会議で学校給食費の未納問題への対処法が話し合われた。会議の冒頭、教員Bから、「2ヶ月滞納した保護者には督促状を交付し、その後、1ヶ月以内に支払わない者には面談を実施し、未納の理由について詳細に聴取して、その結果、特段の事情が認められない場合は、児童に対する給食を停止することとする。この対処法について、全保護者に周知させる。」という原案が提示された。

この原案に対し、教員Cは原案のうちの「児童に対する給食を停止することとする。」という部分を、「保護者に対し、教育委員会を通じて、簡易裁判所に訴訟を提起するなどの法的措置を執り、最終的には保護者の給与を差し押さえるなどして未納給食費を回収することとする。」と修正する対案を示した。

### 【設問】

教員Cの対案の是非について、別添資料を参照しつつ、あなたの意見を述べなさい。その際には、教員Cが、原案にどのような問題点があると考え、それをどのように克服しようとして自己の対案を示したのか、また、教員Cの対案に仮に問題があるとするなら、いかなる問題が考えられるかにふれつつ論じなさい（原案と対案のいずれが妥当かを問うものではないことに注意すること）。なお、本問では、地方自治体が各世帯に支給する手当(子ども手当)等から未納給食費相当額を控除するという手段はとり得なかったものと仮定して解答すること。

(別添資料については、著作権との関係で、当 Web ページには掲載していません。)

### 【講評】

設問に答えるためには、①原案はどのような内容かを理解し、②それにはどのような問題点があるかを考え、③教員Cの対案はどのような内容かを理解し、④それにはどのよう

な問題点があるかを考え、⑤教員 C の対案についての自分の意見を形成し、⑥それを説得的に論じなければならない。また、問題文には「別添資料を参照としつつ」とあるので、⑦別添資料は何を示しているかを理解し、⑧それを答案に盛り込むことも求められている。

しかし、①につき、原案の内容を正確に理解していない答案が見られた。例えば、貧しい家庭だと栄養のある食事は学校の給食だけということもあるのに給食を停止するのは酷である、と論じたものがあつた。しかし、原案は給食費を2ヶ月滞納し、督促をしても、その後、一ヶ月以内に支払わない場合は常に給食を停止するというものではなく、「面談を実施し、未納の理由について詳細に聴取して、その結果、特段の事情が認められない場合」に児童に対する給食を停止するというものである。そして、その「特段の事情」とは何かは問題文に明示されていないが、それは何かを推測することが求められている。そうすると経済的に困窮している場合がそれに当たるであろうことに誰でも思い至るはずであり、それゆえ原案は上の答案のいうような酷な結果をもたらすものではないことに気づいたはずである。上の答案を書いた受験生は問題文をよく読んでいなかったのであり、よく読めばそのような議論にはならなかったはずである。

また、⑦についても、別添資料を正しく理解していない答案が見られた。例えば、資料2(3)により「督促の継続・強化」や「保護者との個人面接・家庭訪問」が給食費未納の減少に効果的であることがわかる、とのべたものがあつた。これはおそらく資料2(3)の「督促の継続・強化」の38.3%という数値や、「保護者との個人面接・家庭訪問」の22.1%という数値を給食費未納減少率と誤解したためであろう。しかし、それらは給食費未納が減少した学校における対応事例の回答比率であつて給食費未納減少率ではない。かえつて資料2(3)と資料3の学校数を比較すると、「督促の継続・強化」や「保護者との個人面接・家庭訪問」が給食費未納の減少にあまり効果的でないことがわかる。添付資料は広義の問題文に含まれるので、これも問題文をよく読んでいないということになる。

このように問題文をよく読んでいないということになると、設問に適切に解答することができないのは当然である。問題文をよく読むという、小論文に限らずすべての試験に通じる基本的なことをつまずいた答案が見られたのは残念なことであつた。

また、理由づけが不十分な答案、文章の構成や表現といった一般的な文章力に難のある答案も見られた。また、問題文を単になぞることにより多くの字数を用い、求められている800字以上という字数に実質的には足りない答案も見られた。

しかし、他方では問題文をよく読み、問題点を正確に把握し、説得力のある議論をするだけでなく、例えば②につき、給食を停止すると弁当を持参させる保護者が現れることを予想し、そのことの問題点を論じるなど、鋭い分析力を示した答案も存した。